

19世紀中期フランスにおける上級行政官の養成
——七月王政期のコンセイユ・デタ傍聴官制度を中心に——

岡本 託

本稿は、行政の複雑化や官僚機構の制度化が進展した七月王政期における、国家官僚の登用と養成の論理をコンセイユ・デタの傍聴官職に注目して論じた。そこでは法令に基づく制度的分析、傍聴官211名の個人データを用いたプロソポグラフィ分析、そして傍聴官に関する請願書と内部評価史料の分析、これら3つの分析手法を総合的に用い、傍聴官の登用と養成の実態を明らかにした。

まず、傍聴官職を将来的に調査官や評定官となる人材の「見習い」として扱った保守派思想と、あらゆる行政職に対応する行政官を養成するための「行政学校」として扱った共和派思想という、相反する2つの考えが存在した。これらの思想的対立を体現する形で制定されたのが、七月王政期の傍聴官制度に関する諸法令であった。

次に、傍聴官の登用条件としては、志願者本人の能力、推薦者の影響力、そして志願者を取り巻く状況の3つが重視されていたことが明らかとなった。しかし、これらの中から傍聴官登用における唯一の決定的条件は見出すことはできず、諸条件が関連し合いながら傍聴官が登用されていたと考えられる。

最後に、傍聴官の養成については、中央・地方行政職とコンセイユ・デタ内部での職務といった、異なる経歴モデルを傍聴官が経験し、行政官としての能力を磨くことが期待された。一方で、中央行政機関での昇進に関わる慣例、地方行政機関での傍聴官の行政能力不足、そして調査官職のポスト不足により傍聴官の養成は多くの困難を経験することとなった。しかし、七月王政期傍聴官の約半数がその後の政体においても公職に再任された。これはそれまでの政体での再任率を大きく上回っており、七月王政期の傍聴官制度が上級行政官養成の役割を果たしていたといえるのである。また、議会でのヘゲモニー闘争や上級行政官職の登用面や経歴面での制度化に対して、七月王政期の傍聴官制度は19世紀を通じてインパクトを与えたのである。